

こんな時は国民年金の手続きを

国民年金の種類と手続き

日本に住む20歳以上60歳未満の方には、国民年金に加入します。年金の種類は次の3種類で、種別により年金の手続きが異なります。

第一号被保険者

自営業者・学生等

年金の手続きは、全てご自身で行う必要があります。

第二号被保険者

厚生年金等に加入しているお勤めの方

年金の手続きは、勤め先の事業主が行いますが、もし60歳未満で退職した場合、第一号被保険者になるための手続きを、ご自身で行う必要があります。

第三号被保険者

第二号被保険者に扶養されている配偶者

第三号被保険者の年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行いますが、60歳未満で次のような理由で被扶養配偶者でなくなった場合は、第一号被保険者になるための手続きを、ご自身で行う必要があります。

- ①配偶者の退職/②本人のパート等収入の増加/③配偶者の死亡/④離婚 など

水道建設課からのお知らせ

水道槽水道の適正な管理を

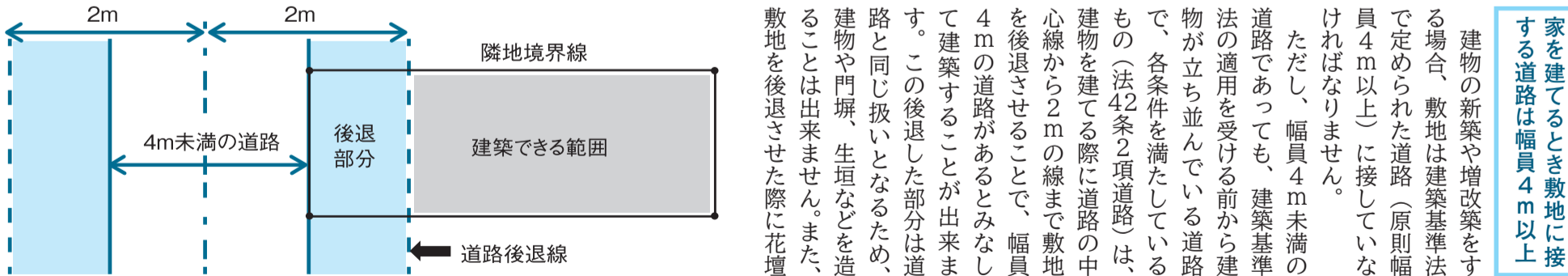
ビルやマンションなどで、水道水を受水槽や高架タンクなどの貯水槽に一旦貯めて使用している場合、受水槽から先の施設や水の管理は、貯水槽設置者の責任で行うことになっていきます。貯水槽の適切な管理を行わないと、水の汚染や水質の悪化などが起こるおそれがあります。「水槽の定期的な清掃」「施設の点検」「水質の検査(特に色、臭い等水質に異常を感じたときは、速やかに)」の実施など、水の安全のため適正な維持管理をお願いします。

「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水へ切り替えましょう!」
し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」は、生活雑排水を処理せずにそのまま放流するため、し尿と生活雑排水をいっしょに処理する「合併処理浄化槽」と比べ、8倍も汚れた水が流されています。下水道や農業集落排水の予定がない地域には合併処理浄化槽の設置補助金がありますので、合併処理浄化槽への切り替えをお願いします(※補助金は必ず工事前に申請して交付決定を受けてください。申請には書類の作成や準備に専門的知識が必要のため、工事業者、保守点検業者等ににご相談することをお勧めします)。

「生活習慣等のアンケート調査」にご協力ください
市消防本部では、電話だけでなく、メールやFAXからの119番緊急通報を受け付けています。耳や言葉の不自由な方も安心して、緊急通報ができますので、ぜひご利用ください。
※対応は、栃木市内からの通報に限ります
対象 市内在住・在勤・在学の方で、耳や言葉の不自由な方。
メール通報の方法 事前に登録が必要です。メール通報登録用紙(問合先、市ホームページに設置)に必要事項を記入のうえ、問合先へ郵便かFAXで送付ください(パソコン、スマートフォン、携帯電話アドレスのいずれも登録可)。後日、通報専用のメールアドレスを、登録のメールアドレス宛に送付します。消防車や救急車を要請する場合は、住所、氏名などの必要事項記入の上、専用アドレス宛に送信してください。
FAX通報の方法 専用の「消防緊急通報FAX用紙」(市消防署及び各分署、障がい福祉課、各総合支所市民生活課の窓口、市ホームページに設置)をあらかじめ用意ください。緊急時は、FAX用紙に、住所、氏名、火事・救急などの必要事項を記入し、119番をダイヤル後、FAX送信してください。
※通報の際はあせらずに、詳しく状況を記入してください。

度)が5年目を迎えるにあたり、皆さんの健康に関する現状や意識を知り、今後の健康づくりに活かしていくための「生活習慣等のアンケート調査」を行います。8月上旬に調査票を送付しますので、お手元に届いた方は、ご記入・ご返送をお願いいたします。
対象 平成30年7月1日現在で、20~79歳の市民3,000人(層化無作為抽出)
児童扶養手当受給資格者の方へ 現況届の提出
毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がない場合、8月分から手当の受給ができなくなります。2年間現況届が未提出の場合、時効により受給資格がなくなりますので、全部支給停止の方も必ず提出してください。
提出場所 栃木地域にお住まいの方子育て支援課(市役所本庁舎2階)
大平、藤岡、都賀、西方、岩舟地域のお住まいの方お住まいの地域の総合支所市民生活課
※他の提出場所には書類の用意がありませんので、必ずお住まいの地域で手続きください。
提出期間 8月7日(火)~8月10日(金)
子育て支援課
各総合支所市民生活課窓口
平成30年度コミュニティ助成事業実績報告
(一財)自治総合センター

子ども神輿の整備
大平町伯仲南自治会では、地域の祭りで使用する子ども神輿を整備しました。神輿の整備により祭りの参加人数の増加が見込まれ、子どもたちと地域住民との交流の機会が増加することによって地域の活性化が期待されます。
パソコン等の整備
第五地区コミュニティ推進協議会では、地域コミュニティ活動のため使用するパソコンやプリンター等を整備しました。これらの備品の整備により、より一層地域コミュニティ活動が活発化し、地域住民間のつながりの強化や地域活動の活性化が期待されます。



家を建てる時敷地に接する道路は幅員4m以上
建物の新築や増改築をする場合、敷地は建築基準法で定められた道路(原則幅員4m以上)に接していなければなりません。ただし、幅員4m未満の道路であっても、建築基準法が適用を受ける前から建物が立ち並んでいる道路で、各条件を満たしているもの(法42条2項道路)は、建物を建てる際に道路の中心線から2mの線まで敷地を後退させることで、幅員4mの道路があるとみなして建築することが出来ます。この後退した部分は道路と同じ扱いとなるため、建物や門塀、生垣などを造ることは出来ません。また、敷地を後退させた際に花壇や樹木などが通行の妨げになる場合には、撤去・移転をお願いいたします。
狭あい道路拡幅整備促進事業
2項道路に関して「後退用地無償使用承諾書」の提出があった場合、後退部分を市が道路として整備し維持管理を行います。この場合、固定資産税の非課税措置や後退に伴う塀や門の撤去費用の一部補助制度(限度額10万円)を活用できます。また、後退用地を市に寄附していただける場合には、分筆測量費の一部についても補助(限度額30万円)を行っておりますのでご利用ください。なお、この補助制度の利用には、事前協議書の提出が必要ですので、早めに相談をお願いします。
建築課
(21)2441

